

一般競争入札／総合評価落札方式公告

次のとおり一般競争入札／公募型価格提案方式に付します。

平成30年3月12日（月曜日）

社会福祉法人^{農協}済生会支部三重県済生会明和病院
院長 松島 聡

1. 一般競争入札／総合評価落方式に付する事項

- (1) 調達件名及び数量
診療材料及び消耗品等
※詳細は診療材料及び消耗品等価格提案書による。
- (2) 納品場所
社会福祉法人^{農協}済生会支部三重県済生会明和病院が指定する場所
- (3) 納期及び契約期間
落札者と協議
- (4) 契約期間
平成30年4月1日 ～ 平成32年3月31日

2. 参加資格

- (1) 一般競争入札／総合評価落札方式に参加することができない者
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者
 - (ア) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な成立を害し、若しくは不正の利益を得るために他の者と連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (ク) 社会福祉法人^{農協}済生会支部三重県済生会明和病院又は三重県から入札公告の日から開札の日までの間に指名停止措置を受けている者。
- (2) 厚生労働省競争参加資格（全国庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」の資格の認定を有する者であること。若しくは同等の資格の認定を有する者であること。
- (3) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3. 入札手続等

- (1) 担当部局
 - 所在地 : 〒515-0312 三重県多気郡明和町大字上野 435 番地
 - 施設名 : 社会福祉法人^{農協}済生会支部三重県済生会明和病院
 - 担当名 : 事務部 資材整備課 課長代理 中西 竹久
TEL0596-52-0131 FAX0596-52-2131

- (2) 仕様書の配付
期 間 : 平成 30 年 3 月 16 日 (金曜日) 15 時 00 分まで
場 所 : 3 (1) に同じ。
- (3) 一般競争入札／総合評価落札方式参加資格申請書の提出期間、場所
本入札に参加する意思のある者は、入札参加申請書を次により提出しなければならない。
期 間 : 平成 30 年 3 月 19 日 (月曜日) まで
受付時間 土日祝日を除く 8 時 30 分～ 15 時 00 分
場 所 : 3 (1) に同じ。
提出方法 : 上記日時、場所に持参により提出するものとする。
- (4) 見積書、提案書、回答書等の提出
本入札に参加する意思のある者は、提案書に記載された品目を提供できることを確認するため、提供希望の製品のカタログ等製品仕様が確認できる書類を提供希望製品の見積書と共に 1 部提出しなくてはならない。提出の無かった場合は入札の参加を認めないものとする。
ア 提出期間 : 平成 30 年 3 月 19 日 (月曜日) まで
土日祝日を除く 8 時 30 分～ 15 時 00 分
イ 提出場所 : 3 (1) に同じ。
ウ 提出方法 : 提出場所へ持参すること。
- (5) 入札日時、場所並びに入札書の提出方法
ア 提出期間 : 平成 30 年 3 月 23 日 (金曜日) 時間は入札説明書に記載。
イ 提出場所 : 社会福祉法人^{恩賜}財団^{財団}済生会支部三重県済生会明和病院 パレスホール
(大会議室)
ウ 提出方法 : 上記日時、場所に持参すること。郵送又は FAX による入札は認めない。

4. その他

- (1) 入札保証金 免除とする。
(2) 契約履行保証 免除とする。
(3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
(4) 落札者の決定方法
納入実績などの評価及び最低落札価格での総合評価で決定する。
(5) 手続きにおける交渉の有無 無。
(6) 契約書作成の要否 要。
(7) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1) に同じ。
(8) 公募型価格提案方式に参加する資格があると確認された者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格の確認を取消すことがある。